

各部会の令和 6 年度後期活動報告について

別添

専門的人材の確保の施策を考えるためのアンケート

専門的人材の「確保」施策を検討するための資料として、研修受講者に対して現在の職場に関するアンケートを実施

調査対象者

虐待防止研修（12月13日）及び福祉基礎研修（1月23日）を受講した市内福祉事業所従事者60名

調査結果

●年代

20代：12名、30代：18名、40代：9名、50代：12名、60代：7名、
70代：2名

●性別

男性：23名、女性：37名

●所属事業所種別

訪問系1名、日中活動系21名、施設入所7名、児童通所系28名、その他1名、
未回答2名

●現在所属している事業所で働いて何年目か

1～5年目：45名、6～10年目：10名、11年目以上：4名、未回答：1名

●入職の経緯

転職47名、新卒5名、その他7名(新規事業3名/以前働いていた1名/異動1名)、
未回答1名

●前職について 回答数：53名（その他、未回答者回答含む）

・業種

同業種：19名、他業種：31名、未回答：3名

・前職の勤続年数

勤続年数	回答数（割合）	勤続年数	回答数（割合）
1～5年	25（47%）	21～25年	2（4%）
6～10年	8（15%）	26～30年	1（2%）
11年～15年	7（13%）	31年以上	1（2%）
16～20年	4（8%）	未回答	5（9%）

・ 転職を決めた理由 (複数回答あり)

理由	回答数 (割合)
給料が安い	6 (11%)
家庭の事情	12 (23%)
体力的な理由	10 (19%)
人間関係	10 (19%)
現在の職場から声をかけられた	1 (2%)
その他	14 (26%)

その他の理由

興味があった/病気/新たなチャレンジ/仕事の内容/ハローワーク/同じ法人の元の施設に戻った/作業療法士の資格が取れた/自分の子が自閉症/園でグレーゾーンが多く(加配)勉強したいと思った/勤め先が廃業した/相談業務がしたかった/子どもに関わる仕事がしたかった

・ 現在の職場を選んだ理由 (3 つまで)

理由	回答数 (割合)	理由	回答数 (割合)
通いやすさ	28 (24%)	人間関係が良い	16 (14%)
施設の新鮮さ	5 (4%)	やりがいがある	31 (26%)
福利厚生が整っている	6 (5%)	OB、OG が勤務している	1 (1%)
給料	10 (8%)	知り合いが勤務している	5 (4%)
休日が多い	3 (3%)	その他	8 (7%)
土日休み	5 (4%)		

その他の理由

興味があった/髪色・服装・ネイル自由/日曜と月曜が休み/好きな日に休みがとりやすい/シフトに融通が利く/プライベートが優先できる(パートのため)

●実際に働いてみて感じたことに一番当てはまるもの 回答数：54名

イメージ通りだった	37 (69%)
利用者の暮らしを支えたい/自分のためになる職場/やりがいがあり楽しい/やりたいことをやれる事業所と言われその通りだった/以前働いていた時と変わらなかった/新設の事業であったため常に事業拡大に関わる楽しさもあり、通いやすさ、給与面も予想以上に自身の頑張り次第で返ってくる楽しみも得られた	

イメージと違った	17 (31%)
福祉が初めてのため/想像よりも働きやすかった/もっとせかせかと慌ただしいイメージだった/自分のためになる職場環境だと思っていなかった/明るく楽しく忙しくやりがいがある/人員不足/疲れる/思っていたより大変/思っていた以上に肉体労働/他業務が多い	

●現在の職場で働き続けたいか 回答数：58名

働き続けたい	46 (79%)
仕事楽しいから/あと5年で定年なのでそれまで頑張りたい/今の職場にやりがいを感じる/人の役に立ちたい、福祉の仕事がしたい/ほかの働き口を探すことが大変だから	
数年後には辞めたい	10 (17%)
サビ管になる/やりたいことと違った/保育園の仕事に戻りたい/事業所を変え新しいことを学びたい/もっと専門の勉強をしてスキルアップしたい/子どもは好きなので子どもに関わる仕事に就いてもっと上を目指したい	
すぐ辞めたい	2 (4%)
家庭の事情により他県へ引っ越し予定	

評価のまとめ		別添 2 (地域生活支援拠点等運営評価)
項目 1相談に対する評価		
評価(平均値)	課題・意見	
3.0	・引き続き、登録者数を増やし実績を積み上げていく必要がある。 ・事前登録のガイドラインの見直しについて検討しても良い。 ・既存の支援体制を引続き利用したり、新規サービスを利用することで緊急時の対応が可能となるケースが多いのではないか。 ・前回とあまり変化が見られないように感じます。 ・項目5ではコーディネーターを配置していないとしながら、2－①では拠点コーディネーターを配置しとある。コーディネーターの定義づけや関係者間での意思統一ができていないのではないかと。 ・2－②「訪問体制を確保しているか」との問いに対して取り組み状況には「連絡先の情報を共有」とあるが、どのように訪問するかについて具体的な記載が必要。 ・3－②～④が「実績なし」とあるが、実績がないということはそれが対応できるだけの体制が整っていない証左と思われる。 ・仕組みは出来ているが、実績評価がないため仕組みの評価が出来ない。この法律ができたのは、必要があつてできたと思うが、実績なしは周知不十分か掘り起こし不十分と思われます。 ・各相談支援事業所がモニタリング時や必要に応じて、緊急時の際の対応について検討している。 ・相談件数が増加し、各相談員の件数及び負担が増えている大変な現状ではあるが、引き続き必要な人への登録の勧奨を行いながら、登録者を増やしていく。 ・体制は整えられてきたように思われるが、実績がなく上手く運用されていくかわからない。 ・具体例がなく、よくわからない。 ・相談できる体制はだいたいできているので、今後も安心して相談できる体制を整えていただき、実績を増やしていってほしいです。 ・サービスに繋がっていない方の障害のある方の洗い出しを今後どのようにしていくのか？ ・申出制となっているため、ほんとうにどこに障害のある方が住んでいるのかを確認できていない。(民生委員、包括支援センター等とも調整を今後は必要とするのではないかと？) ・相談員さんたちが日頃からアンテナを張って、情報交換しながら活躍してくださっていると思います。細かい詳細までは分かり兼ねますが相談支援員さんの皆様に感謝を申し上げます。	
項目2 緊急時の受け入れ・対応に対する評価		
評価(平均値)	課題・意見	
2.5	・実績がないため必要に応じ定義、手順の検証し、実績を積み上げていく必要がある。 ・重症心身障害者、強度行動障害、精神障害障害のある人については、受け入れおよび対応についてさまざまな要因により、障害種別で差がある。 ・居宅介護や訪問介護、訪問看護などによるも、自宅での生活継続に向けた緊急対応の体制整備も必要となる。 ・前回とあまり変化が見られないように感じます。 ・実績なしとされているのは、緊急時の対応が不十分で、緊急時の対応が必要であってもできていないのではないかと。 ・実績がないため評価できない。 ・緊急時については、未登録者の場合は、市役所や基幹相談支援センター、必要に応じて相談支援事業所が連携し、対応していると認識している。実際対応した事例もあると思うので、実績数の記載があると分かりやすい。 ・緊急時は登録者、未登録者に限らず、動ける体制はあると認識しているので、取り組み状況の中に記載があるとよい。 ・未登録者の対応していることは評価されると思われます。 ・自分の子供の対応では、その時が来なければ動いてもらえないと思う。事前に想定した対応等、事業所からも市からも聞いた事はない。 ・受け入れ体制を引き続き整えていただき、実績を積んでいっていただきたいです。 ・サービスに繋がっていない方の障害のある方の洗い出しを今後どのようにしていくのか？ ・サービスに繋がっている方の緊急時の対策プランがきちんと立てられているのかを拠点として評価にない。各事業所まかせとなっているがどのようにしていくのか？ ・全体的に取り組んでおり、緊急時等についても対応できるようになってきていると思われます。が、障害の全ての種別となるとまだまだ厳しいのが現状です。粘り強くやれること、できることを増やしていけると嬉しく思います。	
項目3 体験の機会・場に対する評価		
評価(平均値)	課題・意見	
2.5	・グループホーム体験利用人数、日数が増えてきたのはとても良い。一人暮らしが体験できる場及び体験利用の検討、体制や環境整備が引き続きの課題であるが昨年度よりかなり進んできた。 ・2－①～③について、引続き検討中であるため、場や制度に的を絞って協議するのも良い。 ・4－③について、振り返りシートを用いて評価できるようになったことは良いこと。 ・みずず会以外の利用者が体験できるようなシステムを構築してほしい。刈谷市としての独自性ではないように感じます。 ・地域生活支援拠点における体験の機会・場とは、障害の重度化や障害者の高齢化、及びいわゆる「親亡き後」に支援する方を想定しなければならない。また、検討中という記載項目に期限が記されていないので、見通しがもてない。以上の理由から評価は「0」である。 ・グループホーム体験者の成果(効果)が評価できない。 ・障害者の約70%が家族と暮らしたいとあり、地域生活拠点の対象者は「入所施設や病院、親元からの地域移行」とあり、対象の掘り起こしを進めてほしい。 ・実績数が伸びているのは、評価できる。地域の中に、さまざまな選択肢があることは、地域資源としても重要であり、今後はさらなる周知と運用面での課題を検証し、新たに必要なサービスを検討していくことが必要である。 ・体験の機会・場があることは大変良いことと思われます。運用においてもできていると思います。 ・安心して体験ができるように体制を整えてほしいです。体験の機会が増えていくといいです。 ・場所だけの確保のみであり、機能的に今後も詰めていく必要がある。 ・全障害の方対象の体験場の確保ができていない。(身体障害 強度行動障害 重心等) ・意思決定支援で必要なプロセスでのコーディネート機能にあったプログラム作成ができていない。(入所施設から長期入院後等) ・一部の利用者は機会があるが障害の種別によってはできていない。平等にその機会や体験等を可能になるように考えていきたい。	

項目4 専門的人材の確保・養成に対する評価	
評価(平均値)	課題・意見
2.5	・新たな部会を立ち上げ研修を実施できたことは評価できる。専門的人材の確保に関する体制整備が引き続きの課題である。 ・3-④について、今年度新たに県への推薦を行ったことは一つの前進と言える。 ・今後は継続して人材を輩出し続けられるかがポイントになると考えられる。 ・民間の福祉職員への医療的ケア研修の整備を引き続き望みます。 ・3-③ 部会の設置が研修を企画する場を確保しているとはいいがたい。その部会がこの1年どのような研修を企画し、だれが受講し、それが現場でどう活かしているかまでをみて、判断すべきこと。 ・3-④「推薦している」＝「計画的に育成している」とは言えない。愛知県に任せているだけで刈谷市が育成しているとは言えない。また、受講後に3-②にあるように稼働状況の確認(効果測定)をしてはじめて計画的に育成していると言える。 ・人材の稼働状況の確認が今後検討となっている。 ・専門的人材の養成については、虐待防止研修のような従事者としての必須のものと、ニーズに応じたものを取り入れた研修会の継続が必要である。 ・専門的人材の確保については、計画的に行っていく必要があるため、今後具体化していくことが課題である。 ・人材の確保・養成はされてると思われます。 ・今後も研修の場を充実させ、養成した人材の稼働状況を把握し、人材確保に力を入れていただきたいです。 ・福祉の現場に障がいをもつ人に寄り添い専門性の高い人材が増えてほしいです。 ・専門的な人材とするためには、どのような人材を必要とするのかを刈谷市としては定まっていないと感じるため、今後は必要とされる人材像を明確化していく必要がある。 ・専門性(医療的ケア 強度行動障害 重心等)を各事業所で対応となっているため、今後は現場にあった研修等が必要ではなにか。 ・人材の雇用や確保においては、まだまだ具体的な獲得方法は見出せていない。現在や将来に向けて人材の確保や養成は非常に重大な事案だと感じます。今後も継続して良いアイデアが出るとよろしいかと思います。
項目5 地域の体制づくりに対する評価	
評価(平均値)	課題・意見
2.8	・交流、協議の場から新たな取組が実現すると良い。 ・地域の体制づくりは進んでいる印象。 ・必要に応じて制度の狭間となっている福祉ニーズ・生活課題や困難事例についての検証や検討ができるとなおよい - か。 ・看護師さんの交流の場を設けてほしい。 ・1-② 国が求める地域生活支援拠点等にはコーディネーターの配置が前提。コーディネーターが配置されていなければ「できていない」との判断をせざるを得ない。また、項目1との整合性がとれていない。 ・コーディネーター連携担当者の配置を進めて下さい。 ・各部会や連絡会、それ以外にワーキンググループなど、交流する機会は多くある。今年度からは部会長会も始まり、横のつながりや共有する場も増えているため、地域の体制づくりには現場の声も踏まえた、現在の積み重ねが重要である - と考える。 ・地域の体制づくりを行おうと見受けられるが、まだまだ見えてこない、実感が感じられない。 ・関係者間の交流を大切にし、情報提供、共有して地域の体制づくりを検討していただきたいと思います。 ・サービスが広がっているが、部会や連絡会に参加していない事業所もあると考えられる。参加を促すことが必要ではないか。 ・地域連携推進会議がGH、入所が必須となる。どのような連携を取っていくかを考えていくことも必要かと感じる。 ・可能な限り会議やコミュニケーションの場を設けていただけているので良いと思います。今後も改善等を繰り返して地域の体制や協力が築けたらと思います。

【参考】評価(平均値)の変遷

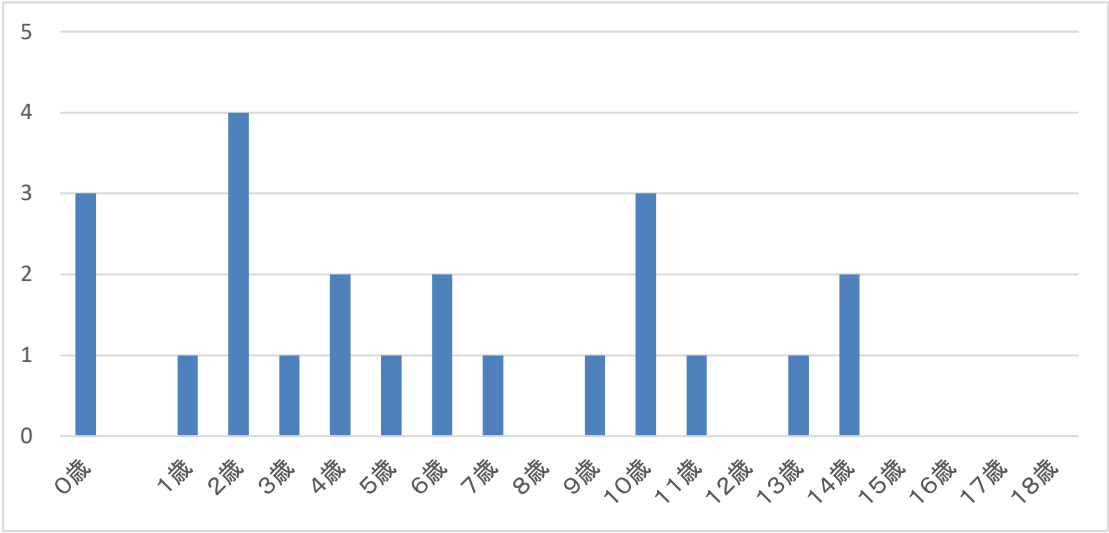
	令和4年	令和5年	令和6年
項目1	2.9	3.3	3.0
項目2	2.6	3.0	2.5
項目3	2.0	2.9	2.5
項目4	1.4	2.6	2.5
項目5	3.0	3.5	2.8

様式名	医療的ケアが必要な児童の実態調査
集計期間	2024年02月20日 ～ 2024年03月19日
回答数	23

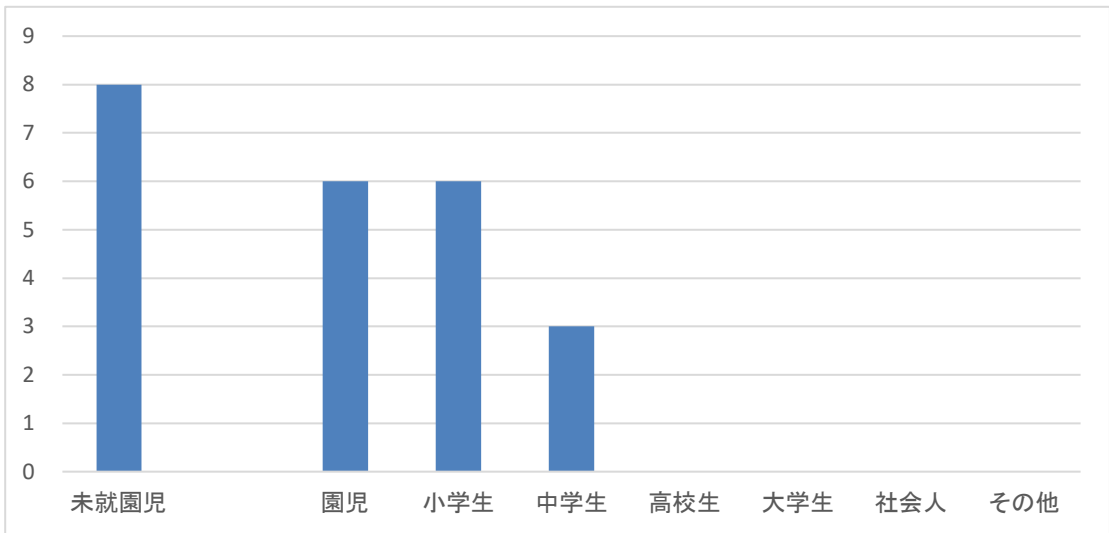
別添3

対象者37名に対し23名からの回答(回答率62. 16%)

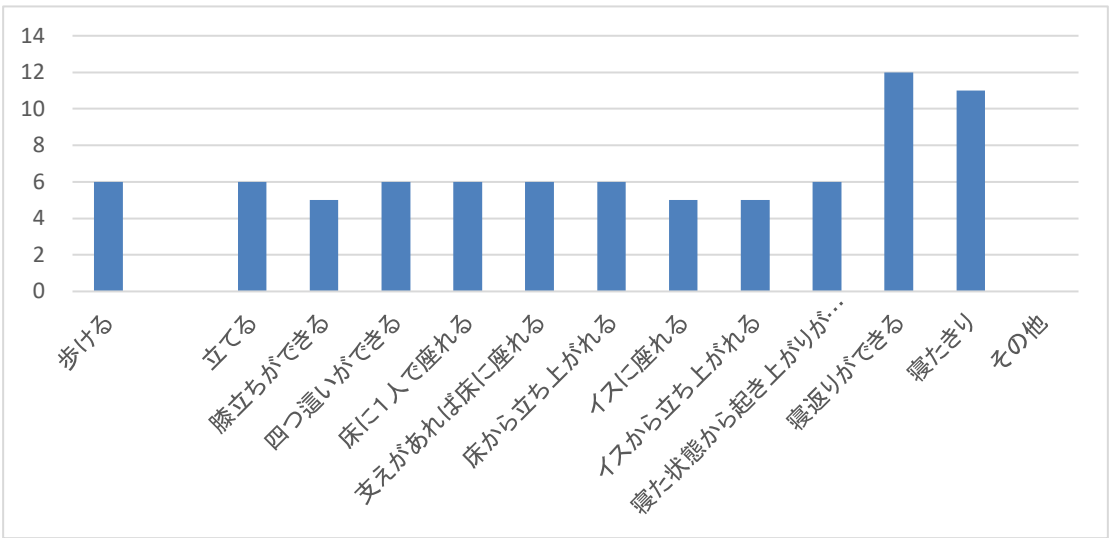
1. 医療的ケアが必要な児童の年齢



2. 医療的ケアが必要な児童のライフステージ

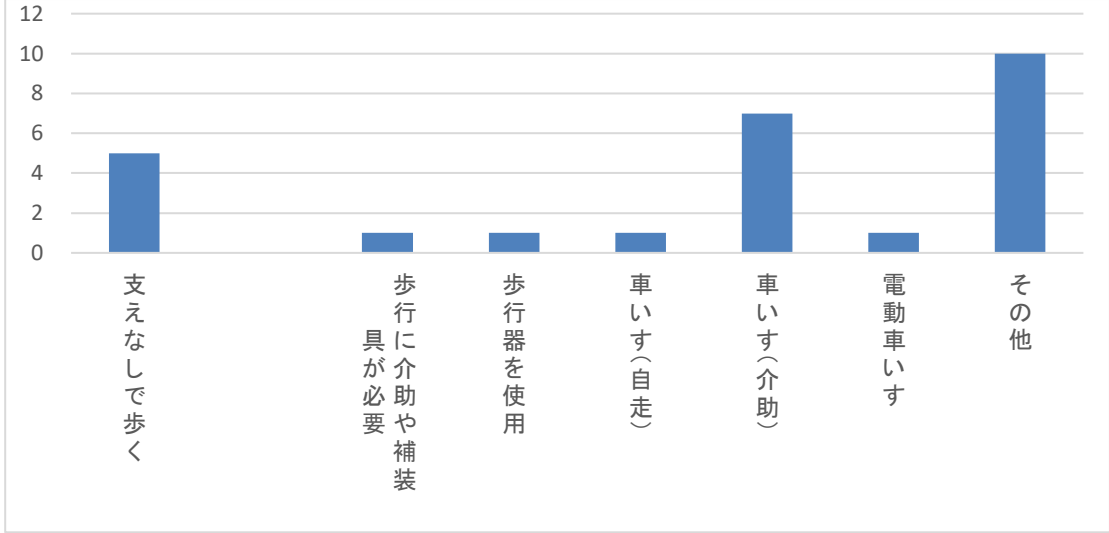


3. 医療的ケアが必要な児童の身体機能



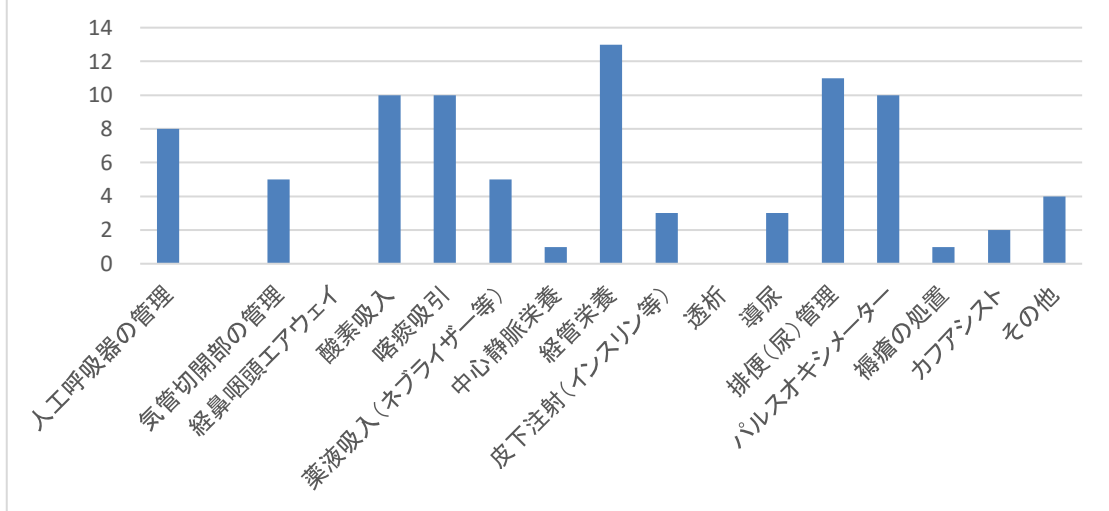
○「歩ける」との回答について、次の記載あり。
・長時間は不可、歩行器利用

4. 医療的ケアが必要な児童の移動方法



○その他の詳細は、次のとおり。
・抱っこ3名
・ベビーカー5名
・バギー2名
・乳児のためまだ歩けない
・つかまり立ち
・歩けない

5. 医療的ケアが必要な児童が日常的に必要とする医療的ケア

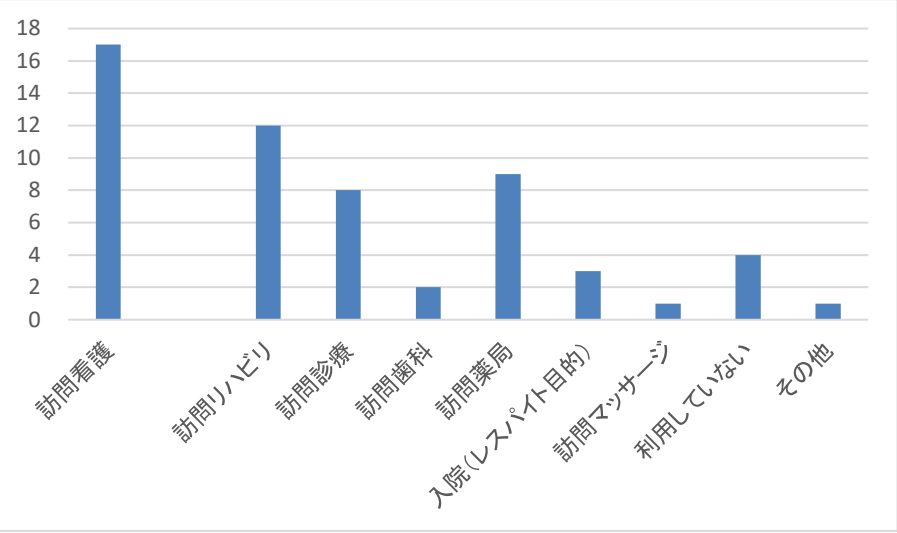


○その他の詳細は、次のとおり。
・ハイゼントラ注射
・ハイフロー
・血糖測定2名
・血糖値管理
・血糖値の確認
・低血糖時の対応
・インスリン量の計算
・測定器の装着

6. 5の医療的ケアで困っていること

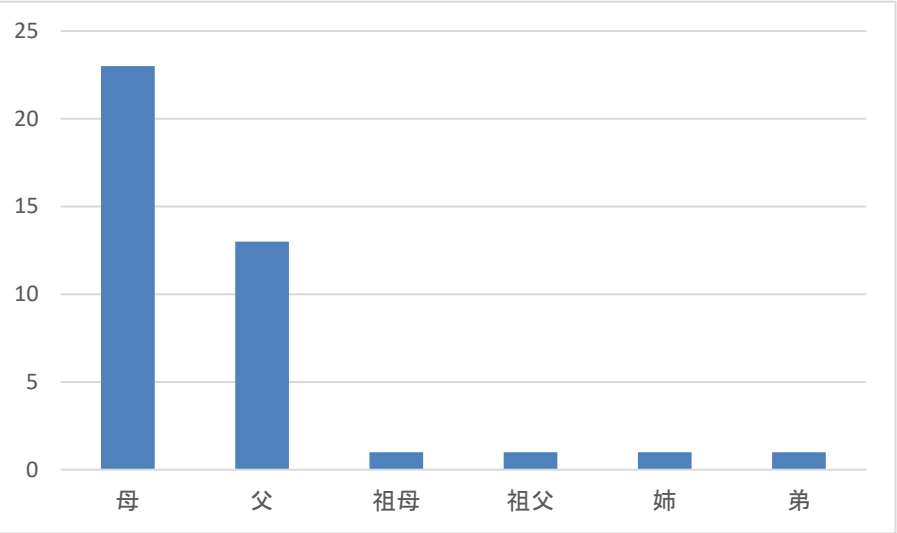
困難1	医療的ケア器具によるもの
回答	・吸引装置にLiイオン充電付だが、1年くらいでだめになる ・病院等で吸引装置充電が割と切れる(ポータブル電源でカバーしている) ・輸液(点滴の液)が冷蔵庫保管かつ、長期保存が出来ない為、週2回薬剤師が自宅まで届けてくれている ・酸素ボンベの重さ ・人工呼吸器が重たいので、家の中でも移動が困難 ・人工呼吸器のマスク回路には長さの制限があるので、行動範囲が狭い。(ゴロゴロ体を動かすと、回路が引っ張れてきて、すぐ戻してあげないと回路外れが発生する)パルスオキシメーターも同様 ・病院から支給される栄養チューブやシリンジの数が少ない。物品には1度きりの使用と書いてあるが、洗浄して繰り返し使う前提の個数しかもらえないので、哺乳瓶よりも遥かに洗うのに時間がかかり大変
見解	器具による移動や行動の制限、物資の不足、手入れ等に困難さを感じている意見が多い。
困難2	日常的な介護者の不足
回答	・ケアができるのが母のみ ・カニューレバンドの交換を1人で行うリスク ・医療的ケアができるのが父母のみ ・父親が医療的ケアの中でできないケアがある ・母以外は任せられるのは夫のみ ・血糖管理をできるのが母のみのため、母ができない時どうしたらいいか不安で困っている ・本人ができず、基本母が対応するので、母ができない(学校にいけない)時に困っている
見解	日常的に介護できる者が少ないため、介護者がいない時のリスクや不安を感じている意見が多い。
困難3	恒常的な配慮が必要
回答	・回路が外れるリスクがあり、離れることが出来ない ・血糖値が日々変化する為、親の管理が必要。自身ではまだ細かな管理ができない ・急に呼吸が困難になり酸素飽和度が下がることがあるので目を離すことが出来ない ・カニューレを引っ張ってしまう ・経管栄養を自分で抜いてしまうリスクがあり、目を離すことが出来ない ・体調によっては、たん吸引が頻回になる日もあるので、夜中も起きなければならない ・人工呼吸器のマスク、栄養カテーテルを自分で外したり抜いたりしてしまうこともあるので、目が離せない
見解	本人自身が医療的ケアを実施できない、かつ器具を外してしまうことがあるため常に目を離すことが出来ないという意見が多い。
困難4	サービス(保育・教育・福祉等)の制限
回答	・土日の訪問看護が休みのため、土日でも来てくれるサービスがあると助かる ・保育園では看護師さんが実施して下さっているが、小学校になった場合にどのように実施するかが課題、外部に依頼する場合の費用が不明のため心配 ・預け先が少ない ・保育園(対象児が0歳の方の回答なので入園への不安だと思われる) ・医療的ケアが必要な為、人に預けることが難しい
見解	医療的ケアを実施できる人員に限られるため預け先が少ないという意見が多い。訪問看護事業所の休みにより受けたいときにサービスが受けられないという意見もある。上から2つめの回答に関しては、地域の学校に進学するのであれば学校等訪問看護事業を提案できると思われる。
困難5	医療的ケアの難しさ
回答	・経管カテーテルの挿入がとても大変、中々入りにくい ・2人がかりで体力が必要(排便(尿)管理)
見解	技術的・体力面な課題がある。
困難6	その他
回答	・災害時の時にどうするか誰にも相談できていない(主治医からは優先的に病院へ娘を運んでもらってとだけ言われているくらい) ・気管カニューレを自分で抜いてしまうリスクがあるが、目を離せないほどではない ・兄弟の通園や習い事が悩み ・自力で食べていないので吐きやすい
見解	災害時の問題や、きょうだい児、相談先等についての課題がある。

7. 利用している医療サービス



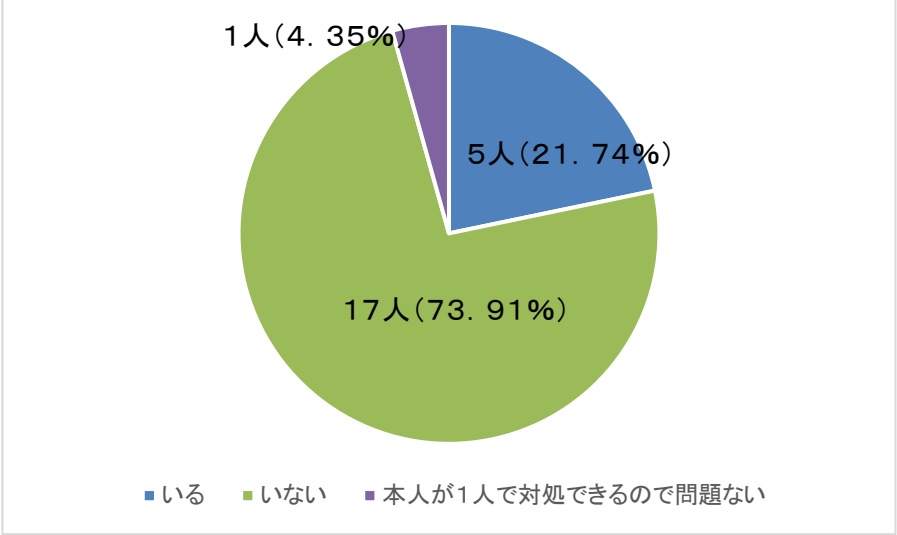
○利用していない理由は、次のとおり。
・隔週で入院しているため
・利用する必要がない(3名)
○その他の詳細は、次のとおり。
・訪問ST(言語聴覚士)

8. 本人の主たる介護者



○母
回答者23人中23人(100%)が回答。
医療的ケアについては、23人中20人が「できる」、2人が「一部できる」と回答。
平均年齢は、38. 38歳
○父
回答者23人中13人(56. 52%)が回答。
医療的ケアについては、13人中12人が「できる」、1人が「一部できる」と回答。平均年齢は、38. 92歳
○祖母・祖父
回答者23人中1人が回答(4. 35%)が回答。
医療的ケアについては「できる」と回答。
○姉・弟
回答者23人中1人が回答(4. 35%)が回答。
医療的ケアについては「できない」と回答。

9. 同居の家族による介護が困難な場合、主たる介護者に代わって本人を1日介護できる人

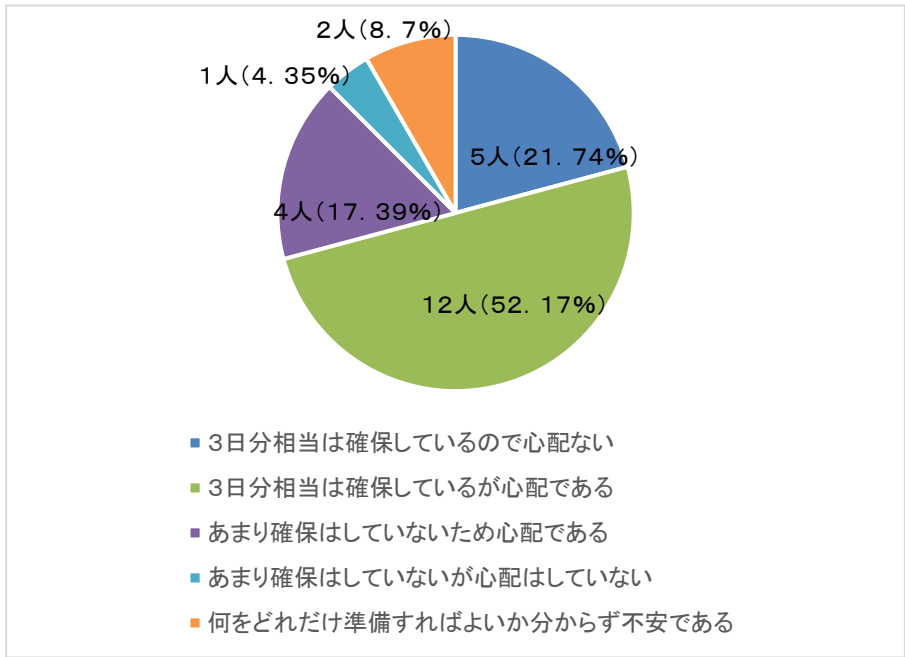


○回答者23人中「いない」と回答は17人、「いる」と回答は5人。
○「いる」との回答の内訳は次のとおり。
・父3人、祖母1人、祖父1人、叔母1人

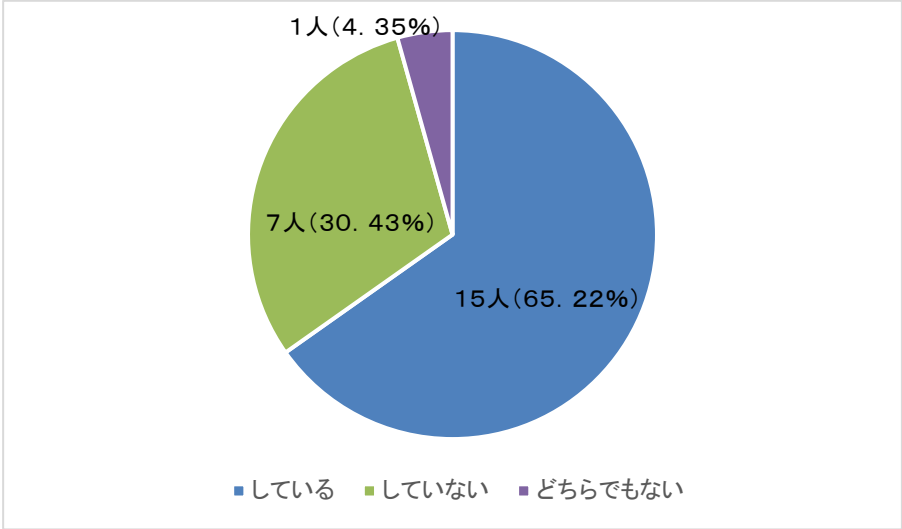
10. 日常生活で困っていること、不安に感じていること、社会資源として足りないと感じていること

分類	サービス(保育・教育・福祉等)の制限、人員配置について
回答	・入浴サービスの不足 ・ヘルパーがいない ・医療的ケアができるヘルパーがいない ・医療的ケア児の子がショートステイできるところが少ない ・医療的ケアをお願いできるヘルパーさんが少ない ・医療的ケア児が増えているということもあり、もっと利用できるサービス人材が増えていくと助かる ・両親の体調が悪くなった時の預かり先が無い ・通所型児童発達支援施設(重心児対象)が少ない→毎日通えない→両親共働き不可能→兄弟が長時間預けられる保育園に入れるのか不安(両親就業が条件だと思うが、医療的ケアにも時間がかかるし、一緒に迎えに行くのは難しいので) また、児発支援施設の預けられる時間が短い ・母の復職に向けて利用出来る療育園、デイケアが少ない。利用時間が短く時短で復職するにしても足りない ・保育士派遣による在宅での保育を利用出来るようになると助かる ・医療的ケアを必要としている生徒が通う小学校への看護師や医療的ケアができる人材の配置 ・保育園に入園できない時は援助が欲しい ・小学校にも看護師を配置してほしい
分類	金銭的負担
回答	・介護タクシーのチケットが少ない ・働きに行けないので金銭的に大変 ・1型糖尿病が難病指定されていない為、補助がなくなると高額な医療費がかかる事 ・カニューレバンドの購入時の補助が必要 ・パルスオキシメーターのセンサの補助が必要 ・訪問看護費用がかかっていること ・4月から小学校に入学するが、毎日訪問看護を利用しなければならない為費用の負担がある
分類	行動制限による負担
回答	・市役所に行きたくても子どもを見守ってくれる人がいなくて日中行きにくい ・睡眠時間が3時間くらい ・夜中1時～4時くらいは30分おきくらいに体位交換、おむつ交換、アイスノン交換などを要求される(意思疎通が出来るため) ・外出先の多目的トイレにベッドがあるところが少ない ・母が対応しているときは時間の捻出
分類	親亡き後の問題
回答	・親亡き後にどうしたらいいのか、生活できるサービスがあるのか ・親亡き後に、安心して利用できる社会資源がない。グループホームなど。増やすためにはグループホーム建設要件など見直す必要があるのでは ・親から受け継ぐ財産(有価証券、不動産)をどのように相続し、どのような第三者に適切に管理してもらうか
分類	行政への意見
回答	・各種申請書類(手帳、福祉手当、小児慢性等)の更新時期がバラバラで、市役所や保健所に何度も行くのが大変。マイナンバーカード等で電子申請できるようにしてほしい ・障害児を育てる共働き両親を支援する、マッチングサービスがほしい。ご近所で支え合えるマッチングアプリがあるとよい ・生まれた時から障害者のためのサポート (私の場合、シングルマザー、親のサポートなし、子どもが障害者で、生命保険、国・市の支援、等わかりやすい案内があると助かる)
分類	きょうだい児問題
回答	・きょうだい(姉7歳)に心理的負担がかかっている、きょうだい児に目を向けたサービスがない ・本人が入院の際のきょうだい児の対応に毎回頭を悩ませる、家族全員に心理的負担
分類	医療機関について
回答	・小児を専門とされる訪問診療があればうれしい ・小児循環器科が常時受診できる総合病院が近くにない
分類	その他
回答	・血糖値が安定しないので、低血糖や血糖値が高いときの対応に不安を感じている ・同居家族以外に、長時間のケアを頼める人がいない ・災害時の電力が途切れないか、優先してもらえるか心配 ・特になし ・学校の登下校時は親の送迎が必要のため、今後人事異動で勤務地や時間が変わった時に朝の送迎が間に合うのか心配。また、同居の家族が定年に近い ため、定年後は児童クラブを利用できなくなるため、定年後は毎回祖父母に帰りの送迎を頼まないといけなことが精神的に負担が大きい ・未回答3名

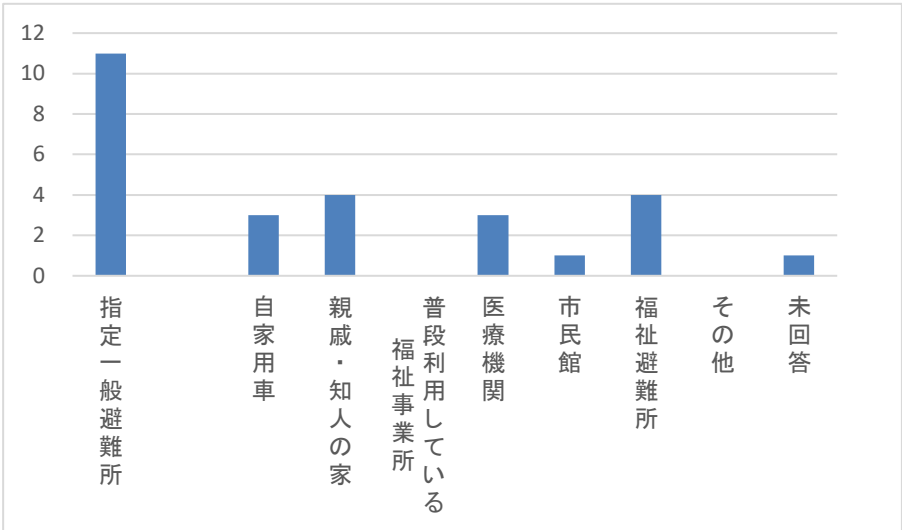
11. 自宅における災害時の備蓄品や医療品の確保状況



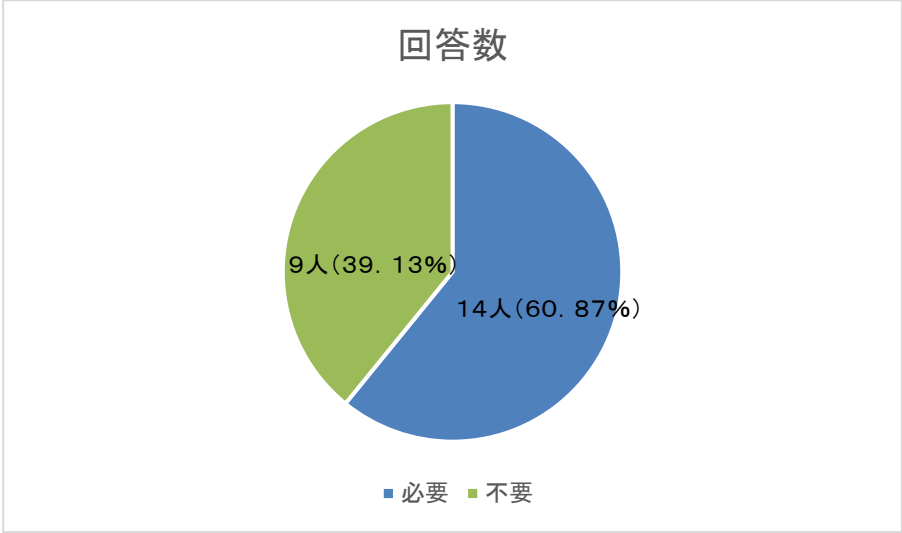
12. 自宅の耐震対策はしていますか。



13. 大規模災害等で自宅が被災した場合、避難場所として考えている場所



14. 避難するときに支援が必要ですか。

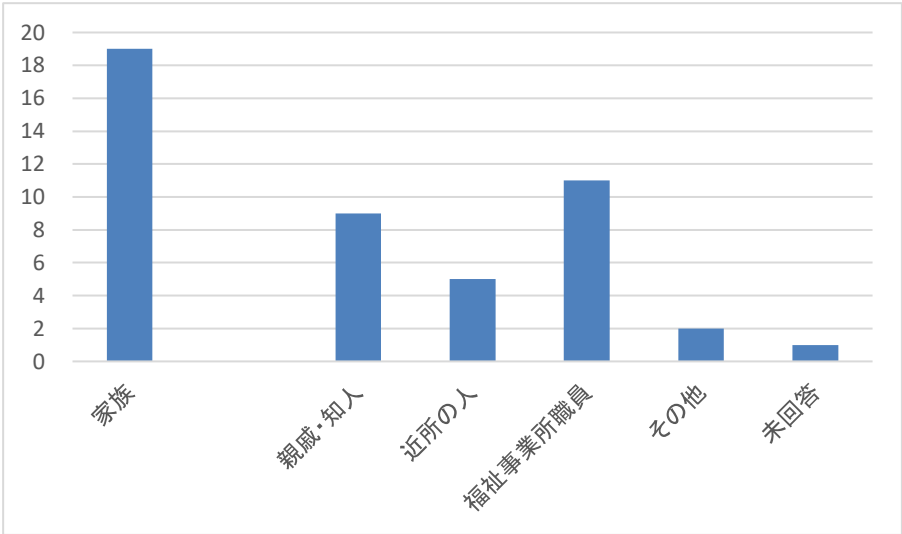


○回答者23人中「必要」と回答は14人(60. 87%)、「不要」と回答は、9人(39. 13%)。

○条件付きの回答は次のとおり。

- ・車がなければ必要
- ・親と車が無事なら不要

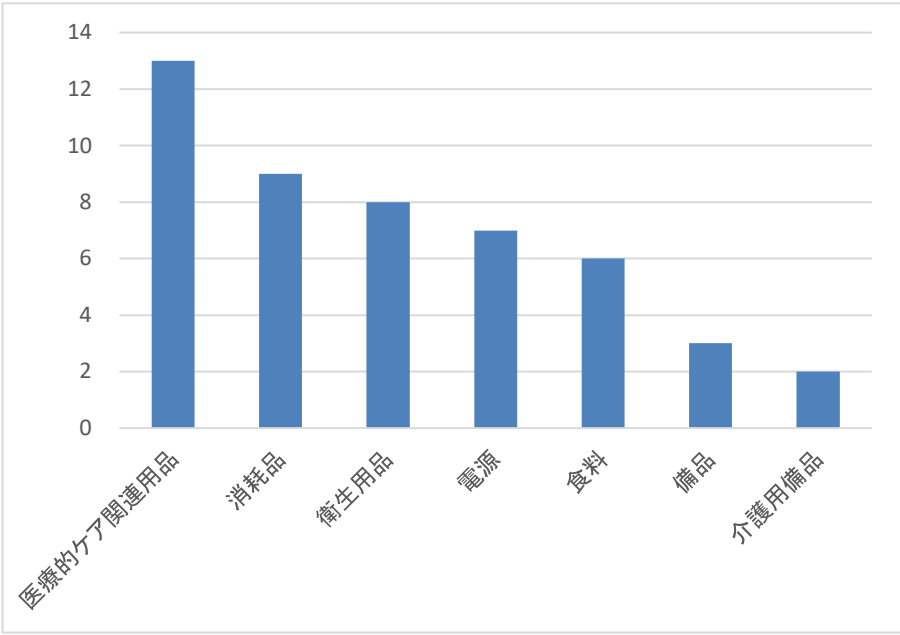
15. 避難するときにどんな人に支援してもらいたいのか



○その他の詳細は、次のとおり。

- ・助けてくれるなら誰でも
- ・人の指定はありません。とにかく避難のための移動をサポートしてくれる方が、親の不在時にいたらいいと願っています

16. 福祉避難所にどんな備蓄品があるとよいと思いますか。



【備品に関する意見】
・実際に手ぶらでの避難となった時に避難所に行けば何とかなると思えると、正直安心感はありません。
・品ではないのですが、医療品など生命をつなぐために必要なものをどこで相談できるのか、すぐに対応してくれる連絡先、対応者がわかるとよい。
※未回答は6名

【分類】
○医療的ケア関連用品○
・呼吸器加湿用の注射用水 ・注射用水
・酸素（酸素ボンベもしくは酸素圧縮機） 3名
・点滴スタンド ・輸液ポンプ
・インスリン ・カニューラの予備
・医療的ケア品 ・栄養剤
・経管栄養に必要な道具（ボトル、シリンジ等）
・栄養ボトルからシリンジ、カテーテル等の小物など
○消耗品○
・子ども用おむつ ・おむつ 5名
・おしりふき ・ゴミ袋
・薬
○衛生用品○
・アルコール 2名 ・消毒用のアルコール綿
・蒸留水（大量） ・精製水
・医療器具洗浄用の水 ・衛生用品たくさん、ウェットティッシュ
・水がない場合のための、排泄物を固める凝固剤
○電源○
・バッテリー 3名
・電源 4名
○食料○
・ミルク ・ミルク用のお湯
・離乳食 ・レトルト介護食
・水分 2名
○備品○
・プライバシーを確保するためのテント
・プライバシーを確保するためのパーティション
・大きい冷蔵庫
○介護用備品○
・ティルト、リクライニング機能のある車椅子
・トイレに置く折りたたみベッド

17. その他、意見など

・オムツの支給券の1ヶ月限度額をもう3～5千円くらい上げてほしい、足りなくなつて個人的に追加購入する月がある（特に支給と支給の途切れ時等）
・災害時に援助が必要な人にトリアージのようなタグで分けてほしい（軽い援助で大丈夫な人と重い（手厚い援助が必要な人がわかるように）
・NIPTの無料化
・医療的ケア児も健常者もどちらも子育ては大変だと思います。シングルマザーは孤独です。なつてみないと全く分かりませんでした。甘すぎるくらいの子育て支援があつてもいいと思います。刈谷市で子育てし始めて、本当にやさしく心の支えです。ここに一生住みたいと思いました。あとは細かい部分でそれぞれに合ったサポートをお願いしたいです
・働いていなくても乳児から預けられる園の普及
・もっと踏み込んだ思い切つた支援があつてもいいのかなと、自分ではなく、すべての子育て世帯を見ると思います。そうすると前向きに考え未来ももっと良くなるのでは・・・
・このアンケート記入に使えない文字が（例）に使われていて、何がエラーなのか分かりにくかつた
・I型糖尿病でも他の子と同じ生活が送れるようになるといい
・医療的ケアの必要な子が小学校に通えるように医療のサポートをしてほしい
・家族も大変だと思うが、本人（医療的ケア児）も頑張っているの、本人の希望が反映できる応援（物的・人的）をしてもらえるとありがたい。病気のことで我慢することがないように、サポートいただけたら幸いです
・未回答17名

※NIPT: 新型出生前診断

無侵襲的出生前遺伝学的検査と呼ばれる検査であり、母体から採取した血液をスクリーニングして胎児染色体異常を検知する方法

案

関係機関と福祉の 連携に係る心得

刈谷市

※心得は9ページから
掲載されています

①障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、障害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業。

（１）児童発達支援（以下、児発）

内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与する事業。

（２）放課後等デイサービス（以下、放デイ）

学校教育法第1条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業。

参考リンク「子ども家庭庁 障害児支援施策 2 児童発達支援等のガイドライン等について」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>



保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する事業。

● 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う事業。



参考リンク「子ども家庭庁 障害児支援施策 2 児童発達
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>

令和6年4月障害福祉サービス等の制度改革により、報酬体制が見直され、障害児のより充実した支援のために関係機関と福祉の連携を促す内容の取組が多く盛り込まれました。

また、令和6年4月25日付けで国より、教育（関係機関）と福祉の一層の連携等の推進を促す旨の通知が公表されています。

参考リンク「子ども家庭庁 教育と福祉の連携等の推進について
地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>

52

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法(令和4年法律第77号)第4条第1項に基づくこども大綱(令和5年12月22日閣議決定)においては、常にこども(若者をめし、不同じ)の最善の利益を第一と考える。こども、子育て支援に関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据え入れ、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を整理し入れ、こどもの権利を保障し、誰もが人権尊重、健康や成長を社会全体で後押しすることにより、こどもまんなか社会、を築いていくこととされている。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が提供した支援については、障害や発達の特性・思考能力・見聞し、把握し、適切な支援・サービスに合わせたようにともに、乳幼児・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、教育、労働・人間関係の連携の下で一貫的に行っていくこととされており、子ども大綱や子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨が盛り込まれていくこととされている。

こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点を整理しました。

これらについて、「教育と福祉の一層の連携等について」(平成30年5月28日付け文科
初第397号、降参0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健
福祉部長通知、以下「平成30年通知」という。)に基づき、教育と福祉の連携による取組を進め
ていただいていると、更なることと施策の充実による取組から、本通知を踏まえて、各
種の制度、事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただくこと、お願い

③国が推進する取組内容と他機関との関わり

(1) 関係機関連携（放デイ・児発）

事業所が、個別計画の作成・見直しに関する会議を開催し、学校等と連携して当該計画を作成すること。また、当該計画の作成時以外における学校等との会議の開催等による障害児の心身の状況や生活環境等について情報共有を行うことを推進する。

(2) 通所自立支援（放デイ）

学校・居宅等と放デイ事業所間の移動について、自立して通所できるように当該事業所職員が支援すること。学校等においては、下校の際に円滑に通所自立支援が行われるように配慮していただくことと、求めに応じて当該児童の状況や学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

参考リンク「子ども家庭庁 教育と福祉の連携等の推進について
【別添1】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定・各種加算の概要」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>

(3) 自立サポート（放デイ）

高校生等に対して、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行うこと。

学校等においては、事業所による自立サポート計画の作成・見直しの支援の実施において必要な連携が図れるように、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

(4) 個別サポート（Ⅲ）（放デイ）

不登校の状態にある障害児が放デイを利用する場合に、学校及び家庭、その他関係機関等と協働で支援を行っていくこと。

学校においては、放デイが不登校の状態にある障害児やその家族への支援を行う場合に、情報連携や協働での対応など、緊密な連携をお願いする。

（５）強度行動障害児支援（児発・放テイ・居宅訪問・保育所等）

強度行動障害支援者養成研修を修了した職員が支援計画シート等に基づいて、標準的な支援を行うこと。学校等においては、強度行動障害を有する児について、障害児支援利用計画と学校等が作成する個別の教育支援計画との連動の下、包括的に教育・支援が進められるように支援にあたる事業所との緊密な連携をお願いします。

（６）集中的支援（児発・放テイ）

自傷や他害等、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活を維持することが難しくなった強度行動障害を有する児に対して、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が事業所等を訪問して、当該事業所等と共に、個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた有効な支援方法の整理と環境調整等を集中的に行うことで、当該児の状態の改善を図ること。

学校等においては、広域的支援人材が、生活の維持が困難になった強度行動障害を有する児に対する支援等を効果的に実施できるよう、広域的支援人材の求めがあった場合に学校等での当該児の状況や支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いします。

（７）保育・教育等移行支援（児発・放テイ）

児発・放テイを利用する障害児の保育所、幼稚園、放課後児童クラブや放課後こども教室等への移行に向けた取組。

学校等においては、移行前後の事業者との連携と、児発・放テイからの情報を踏まえた円滑な移行と切れ目ない教育・支援の提供をお願いします。

（８）効果的な支援の確保・促進（保育所等）

効果的な支援の確保・促進を図る観点から、保育所等訪問支援事業所は、訪問先の学校等と連携して個別支援計画の作成・見直しを行うこととし、訪問先の学校等における効果的な支援を促進する。また、保育所等訪問支援事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の評価の実施・公表を行うこととしており、これらの評価を受けて支援の改善を図ることとしている。

学校等においては、保育所等訪問支援事業所による個別支援計画の作成・見直しに当たっての連携や当該事業所への評価等（アンケート調査等）への協力をお願いします。

（９）ケアニーズ対応・多職種連携（保育所等）

保育所等訪問支援事業所に専門職員を配置し、ケアニーズの高い児童への支援を進め、インクルージョンを推進する。また、こどもの障害特性や状態に応じた適切な支援を行うために、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援を推進する。

学校等においては、ケアニーズの高い児童への保育所等訪問支援事業所と連携した支援の推進や、多職種のチームによる多角的なアセスメントや支援が必要な児童への保育所等訪問支援の積極的な活用をお願いする。

（１０）医療・保育・教育機関連携（障害児相談支援）

障害児が利用する病院等、学校等との日常的な連携体制を構築し、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを推進する。

学校等が作成する個別の教育支援計画と障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画との連動の下、包括的に教育・支援を進めることが重要であり、学校等においては、相談支援事業所との密な連絡調整の一層の推進をお願いする。

★連携時の心得★

教育・保育と福祉は指導の仕方や環境等は異なるため、お互いの状況について理解することに努め、可能な限り負担感なく良い関係を築くために、配慮をしながら連携していきましょう。



★送迎時の心得★

- ①円滑に送迎を行うために、送迎場所・時間の情報共有は適切に行いましょう。
- ②定刻に遅れる場合は、なるべく早めに訪問先へ連絡しましょう。
- ③対象児が事業所利用をキャンセルする場合は、原則保護者から学校等へ連絡しましょう。
- ④授業終了後にお迎えに入るようにしましょう。（やむを得ない場合は保護者から学校へご相談ください）

★懇談・訪問等についての心得★

- ①学校等、事業所双方の業務時間上、共有の時間を確保することが困難なこともあるかと思われます。懇談等を行う際は、お互いの繁忙時を避けたり、オンライン等を活用する等の調整を行いましょう。
- ②必ず事前に日程調整の連絡を入れましょう。
- ③保育所等訪問支援等の定期的な訪問の日程調整については、口頭ではなく書面又はメールにて調整を行うようにしましょう。
（お互いがやり易い手段を確認しましょう）
- ④懇談・訪問時は、保護者の同意・意思のもとに行っている旨を伝えましょう。
- ⑤訪問先の連絡窓口は事前に確認しましょう。

★情報共有についての心得★

- ①情報共有をする際は、個人情報の取り扱いに注意しましょう。
- ②学校等、事業所に対して保護者が不信感を抱くような伝え方は控えましょう。
- ③年間行事や下校時刻については、基本的には保護者を通して情報共有をしましょう。

最後に・・・

連携に関することで質問等がある場合は、

幼稚園・保育園→子ども課
学校 →学校教育課
事業所・保護者→福祉総務課

へご相談ください。

